

地域社会における史跡の認識過程と保護のあり方：文化財の保存・活用の新しい動きを視野に入れて

馬場, 憲一 / BABA, Kenichi

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The bulletin of the Faculty of Social Policy and Administration : reviewing research and practice for human and social well-being / 現代福祉研究

(巻 / Volume)

11

(開始ページ / Start Page)

9

(終了ページ / End Page)

32

(発行年 / Year)

2011-03-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007332>

地域社会における史跡の認識過程と保護のあり方

— 文化財の保存・活用の新しい動きを視野に入れて —

馬 場 憲 一

【抄録】 東京近郊に位置し中世城郭として知られている滝山城跡を事例に、現在、国史跡となっている城跡の歴史事象と遺構がどのように地域社会の中で認識されてきていたのか。その認識過程から当該史跡の「歴史的公共空間」としての成立状況を明らかにし、また文化財指定後に行われてきた行政の取り組みや、その城跡に関わって設立された文化財支援団体の現状などについて分析し論じた。その考察を通して、史跡のような「歴史的公共空間」の保護にあたっては、行政も市民によって設立され地域社会の中で活動している文化財支援団体の声に真摯に耳を傾け、ともに「公共」を担い創り出すという対等な関係性の中で、パートナーシップを構築し文化財の保存と活用にあたっていくことが求められている現状を指摘した。

【キーワード】 地域社会 史跡 滝山城跡 歴史的公共空間 文化財支援団体

はじめに

文化財のうち「史跡」は、地域で生起する歴史事象と地域に遺された遺構によってその存在が意味づけられるものであり、自らが暮らす地域社会への関心が高まってきている現在、地域に暮らす人びとの理解と協力なくして史跡としての保存と活用を行っていくことは考えにくくなっている。それ故、特に近年は文化財として史跡の保存と活用を考えていく場合、地域社会の人びととの関わりを抜きに論ずることができない状況にあると言える。

ところで、管見のかぎりでは史跡という「歴史的公共空間」の保護のあり方と現代の地域社会との関わりについて、歴史学的分析を踏まえ現代的な政策課題は何かという視点から論じた研究はほとんど行われていないのが現状である^(注1)。

そのため、本稿では東京近郊に位置し国史跡に指定されているにも関わらず、これまで史跡として十分整備されず積極的に活用が図られてくることがなかった滝山城跡（東京都八王子市）を事例に取り上げ、まずその遺跡の歴史事象と遺構について史跡としての認識のプロセスと文化財指定後の行政機関の取り組み、さらに地域社会での文化財保存と活用の動きなどを明らかにし、地域史を

語る「歴史的公共空間」として存在する史跡の保護とそのあり方について、近年、文化財支援団体の設立などによって地域社会で起こっている文化財保護の新しい動きなどを視野に入れながら考察していくことにした。

1. 滝山城跡の歴史事象と遺構の認識過程

(1) 国史跡としての指定理由

滝山城跡は昭和26年（1951）6月9日に国史跡に指定されている。

文化庁のホームページに掲載されている「国指定文化財等データベース」の「解説文」には史跡滝山城跡のことを次のように記述している（注2）。

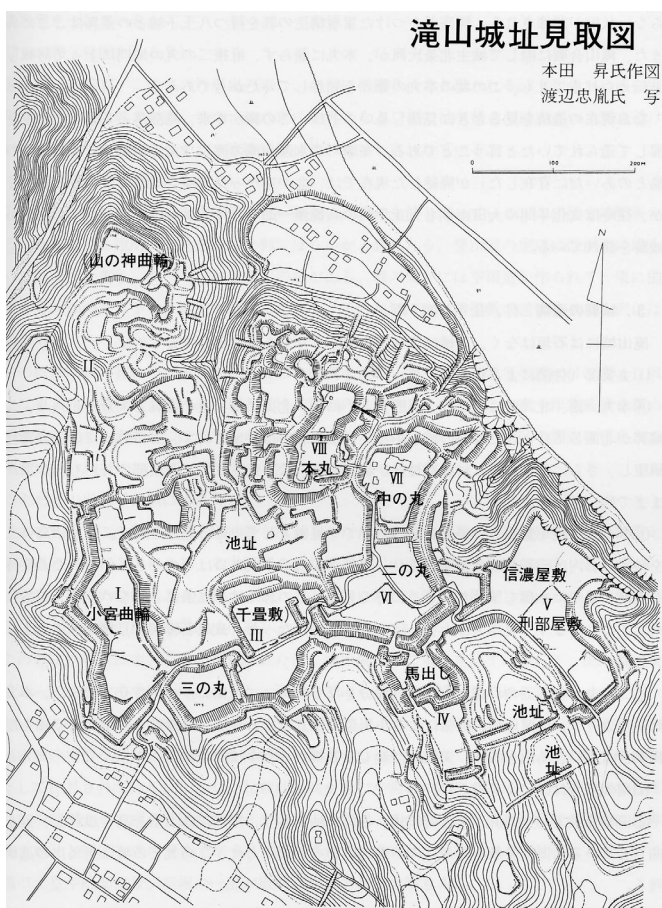
大永元年大石定重の築くところである。その子定久は北条氏に属して氏照を養子とし氏照はこれに據り、永禄十二年武田氏の来襲にあったようなこともあったが、のち八王子城に移った。城は北方は急崖をなして多摩川に臨み、南方は谷地川添いの谷状の平地に接している。南面を大手、北面を搦手とし、山背部に本丸・千畳敷・二の丸・小宮郭等の諸郭を構え、本丸・千畳敷間の深い切通しに架橋した跡があるのは注意すべきであって、所々に改変のあとはあるが、堀・土塁等よく旧状を止め地形を利用した縄張は巧みであり、中世に於ける城郭の規模を知る上に重要な遺跡である。

これによると、その指定理由とするところは、歴史事象としては、（1）大永元年（1521）大石定重が築城した。（2）定重の子定久の養子となった氏照（北条氏）はこの城に居住し、永禄12年（1569）武田氏（信玄）の来襲をうけたことであり、また遺構については、（1）本丸・千畳敷・二の丸・小宮郭等の諸郭を構え、切通しに架橋跡がある。（2）改変した跡はあるが、堀・土塁等がよく旧状を留めているということを挙げ、「中世に於ける城郭の規模を知る上に重要な遺跡」と位置づけている。

ところで、この滝山城跡の歴史事象や遺構については、どのような過程で人々に認識されるようになってきたのであろうか。地域社会との関わりを歴史的に考えるにあたってこの点について、以下にみていくことにする。

(2) 江戸後期～明治初期

滝山城跡の歴史と遺構について最初に記録したのは、江戸幕府勘定所の役人で文人・狂歌師として著名な大田南畝（蜀山人）であった。彼は多摩川の堤防見分御用で出張した文化6年（1809）2月15日、滝山城跡を訪れ、次のように記している（注3）。



滝山城跡見取図 (八王子市教育委員会編『八王子城』より転載)



史跡滝山城跡の標石 (本丸跡)



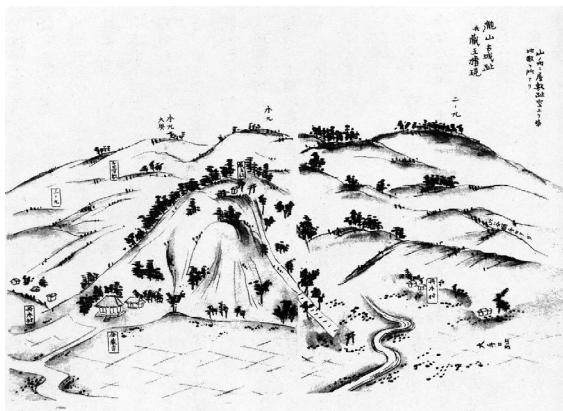
本丸と中の丸を繋ぐ引橋

十五日、天気よし。拝島のだりをいで、用水の所を見て、土橋をわたり、小川村にいたる。野辺村に近ければ野
辺ノ小川村とよぶ。右に熊野権現の宮あり。森田儀左衛門が家にいこふ。庭に祠堂あり。土蔵作りの
持仏堂也。此家は甲陽につかへし古き家にして、法性院大僧正信玄の比の日記などありときけば見まほしく、主にたづぬるに、いづれにか置失ひてとく見えずといふも口おし。門辺の溜池に家鴨の多くむれあたるものどけし。坂を下りて小路をのぼりゆく事いく曲りともしらず、やう／＼山の絶頂にのぼれば、たいらかにして金比羅大権現の社あり。東向社頭に桜多し。山を名づけて滝山と云。十日／＼の縁日にはまうで来る人多しと云。けふも十五日の日なれば、茶うるものなどあり。岸にのぞみて大なる松一もとあり。此松のもとに蒔しかせて見わたす所、玉川の流れ一匹の練絹をひくがごとく、秋川の流おちあひて、みなかみ遠く羽村の方までみゆ。むかひに拝島村の方の人家みえて、用水のほとりにむらがりたてる人夫は蟻のごとくなり。四方の山々かすみこめて、目のおよぶかぎりいづくといふ事をしらず。このむつき廿二日に登戸村よりのぼりみし飯室山にもまされるやうなり。社の前に石坂あり。こゝにて昼の餉をものして、山のつぎきの道をつたひゆく。桃の花や／＼咲出たり。谷あひの平かなる所に古き井あり。井の中を石にてた／＼み上たり。これは北条氏輝の城跡にして、此所は台所なりと云。いかにも山々谷々つゞきて、堀のあと／＼もいふべき所あり。

このように大田南畝は訪れた場所について、「北条氏輝の城跡」で古井戸や堀跡などがあることを簡単に記し、滝山城跡との認識を持って探訪していたことがわかる。

ついで、幕命によって官撰地誌『新編武蔵国風土記稿』の編纂事業に従事していた八王子千人同

心組頭の植田孟縉は、その官撰地誌編纂の過程で得た調査成果にもとづき、文政3年(1820)9月に執筆した『武蔵名勝図会』の中で滝山城跡について、その城の特徴や遺構として「升形」「空湟」「喰違」「二重堀」「大溜跡」「本丸」「大奥」「二の丸」「三の丸」「千疊敷」「引橋跡」「古井」「家臣屋敷」「土居」「物見の松」「大手口」「搦手口」「矢倉台」を挙げ、それらの現状を詳述し、城跡全体の鳥瞰図も描いている(注4)



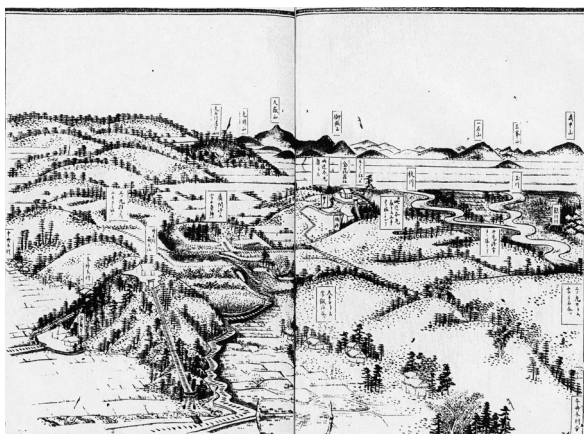
滝山城跡の鳥瞰図 (『武蔵名勝図会』より)

同時に軍記物(「武田記」)を次のように

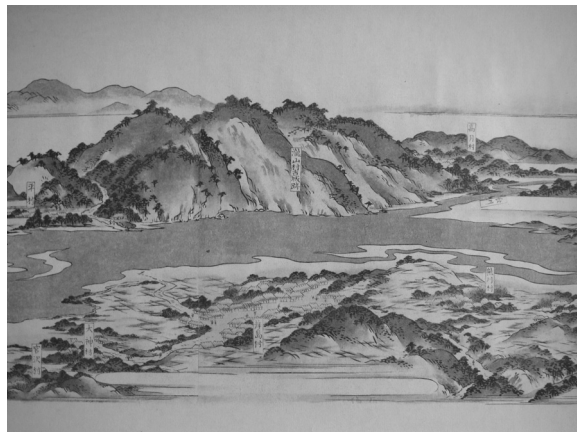
引用し記している^(注5)。

同月（永禄12年10月…筆者注）三日信玄ハ北条氏照カ居城滝山城を攻へしとて、四郎勝頼を以て大将と定め、并舍弟孫六入道逍遙軒、山縣三郎兵衛昌景を差添ける、又、敵の後援すへき為に、小田原筋の手当とし尾崎山に内藤修理亮昌豊、真田源太左衛門尉信綱を差向、信玄ハ蠅島に本陣を居へて攻させける、中略、武州師岡の城主師岡山城守といふもの、勝頼の挙動を見て是より音に聞えし四郎勝頼なれ、天の与へと悦び大身の鎧を提て、勝頼ト渡り合、追つ返しつつ突合ける事、都合一日の内に三度に及ふ、信玄此旨を聞給ひ、我今度ハ小田原に乱入し、氏康に手並を見せんと覚悟したれば、是程の小敵に勝頼、昌景など手疵負せても、信玄カ名折なりとて、俄に滝山の囲を解て、即日此地を打立、杉山峠を越て相州小田原へそ赴きけると云云

これによって同書においては永禄12年10月に滝山城で武田信玄軍との合戦があったことを「史実」とし、文献史料を用いてこの城跡での歴史事象の掘り起こしを試みている。



滝山城跡の俯瞰図（『新編武蔵国風土記稿』より）



滝山城跡の眺望図（『調布玉川惣画図』より）

さらに文政11年（1828）に編纂された官撰地誌『新編武蔵国風土記稿』の中でも滝山城跡について、遺構の説明は少ないが城跡全体の俯瞰図と城の沿革が記述され、『武蔵名勝図会』と同様、この時期に至り、地誌の中では滝山城跡の遺構と歴史事象がセットで認識されるようになってきている^(注6)。

このように近世後期における滝山城跡に関わる歴史事象や遺跡の認識にあたっては『新編武蔵国風土記稿』の編纂事業に参画していた地域の知識人で幕臣でもあった八王子千人同心が果たした役割が大きかったことがわかる。

幕末の弘化2年（1845）に至ると多摩川の水源から河口までの名所・旧跡を絵図形式で紹介した川絵図の『調布玉川惣画図』が作成されているが、その中で「滝山村城

跡」として多摩川の対岸からの眺望図が13頁の図のように描かれている^(注7)。

この惣画図を作成した相沢伴主（多摩郡関戸村名主）は多摩地方を代表する文化人の一人であったが、惣画図からはその彼が流域の景観を形成する重要な場所の一つとして滝山城跡を意識し認識していた様子を窺い知ることができる。

明治8年（1875）6月5日、太政官通達にもとづいて作成された『皇国地誌』には、まず滝山城跡の沿革と現況が記述されていたが、遺構については次のように記載されていた^(注8)。

本丸跡 東西六十間南北二十二間周囲三百間四方皆懸崖数仞宛モ菱洲浜ノ状ヲ呈ス其西南隅ニ坎井尚ホ存ス巳五度字古城跡滝山城墟ノ中央ニ位スニアリ

二ノ丸跡 東西七十間南北六十間面積四千二百坪本丸跡ヨリ辰十五度字中城ニアリ直径五十一間三尺ヲ隔ツ但方位距離等皆本丸跡中央ヨリ起ス以下皆之ニ倣ヘ

三ノ丸跡 東西二十四間南北二十三間面積五百五十二坪未五度字大回廊ニアリ直径百九十二間ヲ隔ツ

小宮廓跡 東西三十二間南北百六十間面積五千二百坪申五度同字ニアリ直径百六十間

千畳敷跡 東西五十間南北四十間面積二千坪未二度字同上ニアリ直径百四十九間二尺

家臣屋敷 東西八十間南北百二十間面積九千六百坪酉十五度字同上ニアリ直径八十五間

櫓形跡 東西十四間六寸南北十五間面積一百七十五坪辰二十五度字中城ニアリ直径一百二十間ヲ隔ツ

喰違址 東西二十間南北十五間面積三百坪巳十度同字ニアリ直径八十八間

櫓臺跡 東西十間南北十間面積百坪丑十五度字古城跡ニアリ直径四十五間

大手口 巳五度同郡本丹木村ニ属ス直径百八十一間

搦手口 子五度字下滝ニアリ直径二百二十四間

空湟跡 巳二度同郡滝山村飛地ヨリ南方大手口ヲ繞リ同郡本丹木中丹木留所三村ト噬○地ヲ盤屈シ經過スル事六百五十間酉五度ニ到テ止ム幅平均十間深サ二丈ヨリ六丈現今山林或ハ谿谷ニ属ス

溜池跡 三ヶ処アリ一ハ東西九百二十間南北九十八間面積未詳深サ平均五・六尺ニ至未十五度字中城ニアリ直径八十間ヲ隔ツ一ハ東西九十九間南北九十六間面積未詳深サ平均五・六丈辰十五度字同上ニアリ直径百四十間ヲ隔ツ一ハ東西南北面積未詳巳ノ方高月横山本丹木三村入会地ニアリ直径百八十間

引橋跡 午ノ方字中城ニアリ直径六十五間アリ

坎井 直径九尺深サ三丈六尺多摩川石ヲ以テ甃シタリ本丸跡ノ西南隅ニアリ

以上皆滝山城内ニシテ往昔北条氏照全成ノ頃築造セシ跡ナリト里老ノ口碑ニ伝フ

このように滝山城跡の個々の遺構については、方位・規模などが詳しく書き上げられており、初めて実測にもとづき空間的な広がりを持った場所として滝山城跡が認識されるに至ったことが理解できる。

(3) 大正～昭和戦前期

大正元年（1912）8月10日の『東京朝日新聞』（朝刊）には「楚人冠」^(注9)の名前で「武州八王子九、八王子の三遷」と題した次のような文章が掲載されている^(注10)。

八王子を北に距ること二里餘にして瀧山城の跡といふがある、前は多摩の清流に臨み、
背後は三方とも谿深く崖高く、僅に鳥徑樵路の其間に蜿蜒として通ずるのが見ゆるばかり、
山は左して高からねど如何さま一寸昔は要害の地であつたらうとも思はれる、生ひ茂
る夏草の露を分けて打登ればや、暫く打續いた雑木林の奥に鬱乎として老杉古松の立
列んだ一段小高い所があつて、此四邊には右にも左にも塹壕の跡にもやと思ふ凹窪があ
る、ずっと登り詰めた處が約一丁歩許りの平地で小さい祠が二つ立つて其側に側を
ごろ―した多摩川石で疊んだ大きな古井戸がある、此處が即ちありし昔の本丸の跡だろ
うと案内の男が言った、（後略）

これは滝山城跡の探訪記で、新聞紙上で滝山城跡が紹介された初見の記事と考えられ、大正期に入ると滝山城跡については新聞というマスメディアに取り上げられ、一般大衆に向けて滝山城跡の情報が紹介されるようになってきていた。この傾向は時代が下るにしたがい顕著となつてきており、大正13年3月30日の『東京朝日新聞』（朝刊）紙上には吉田亮という署名で「・・・ピクニック・・・家族をつれて 日がへり出来る新遊覧地」との見出しが付けられ次のような記事が掲載されている。

（前略）「瀧の渡し」を渡り、二三の人家の間を縫てダラ―道を上ると、そこが搦手口
で、武田信玄が攻め寄せたといふ瀧山城のあとだ、左右の防壁の堅固に驚かされる、三丁
ばかりで登りつめた所が本丸跡、標高二百米突、脚下を流れる多摩川から筑波の峰まで
廣渺たる関東の平原が開けて眺望の絶佳、天文年間大石定重が築造したもので、今
も尚二の丸、三の丸、櫓形、千疊敷、坎井、空堀までが、當時のまゝ遺されてゐる（後略）

ここには滝山城跡の現況が簡単に記されているが、この記述の後に遊覧コースとして青梅線拝島駅を出発し、大日園（山王社、大日堂、薬師堂、大師堂などがある）に至り、伏見宮別邸を見ながら瀧の渡しで多摩川を渡河し、滝山城跡を訪ね、その後、園通寺（明治天皇の御物を閲覧）と隣接する俗称「金穴」を見学して拝島駅に戻るコースが紹介されている。記事はさらに続けて「各所を巡る里程は一里半、時間は六七時間、夕頃帰京は婦人子供連れにとて何等の困難はない、それに春の摘草、夏の鮎漁と水遊び秋の紅葉と茸狩と、時々趣が深い」と記している。

また大正13年10月25日の『東京朝日新聞』（朝刊）では「武蔵野 秋色ところ／＼ 大石館址」との題名で高月城址を『廻国雑記』に記載されている大石館に比定し、滝山城跡についても簡単に紹介していた。

このようにこの時期に至ると、滝山城跡は東京郊外の家族連れで訪れることができる行楽地の一つとして、新聞というマスメディアで取り上げられることによって、その存在が一躍クローズアップされ、都市中間層のサラリーマンなど一般大衆に広く知られるようになってきていたことがわかる。

前後するが、大正元年11月東京府が発行した『東京府西多摩郡南多摩郡北多摩郡 名所旧蹟及物産志』では滝山城跡が東京府の三多摩にある名所旧蹟として城の歴史や遺構が記述され、対岸からの遠景写真も掲載されていた^(注11)。さらに大正5年5月には日本歴史地理学会が編纂した東京郊外の名勝案内記である『帝都郊外の史蹟』が刊行されているが、この図書の中では滝山城跡について「豁然たる風景」の場所として紹介されていた^(注12)。

このように大正期に至ると東京府発行の図書の中で滝山城跡は「史蹟」として紹介される一方、新聞や名勝案内記では、ピクニックに家族で訪れ日帰りできる「新遊覧地」として紹介され人々にその存在が広く認識されるようになっていった。

このような状況のなか、大正7年（1918）10月、東京府は「史的紀念物天然紀念物勝地保存心得」という布告を出しているが^(注13)、この保存心得によって滝山城跡は「史蹟」として標識され、行政によって初めて「保存と愛護」すべき対象となっていた^(注14)。

昭和初年には大正天皇の武蔵陵が東京府南多摩郡横山村・浅川村・元八王子村（現・八王子市）にまたがる御料地に造営されるに伴ない周辺史蹟の案内書が内務省によって編纂されているが、その中で滝山城跡も「史蹟」として全国的に紹介されている^(注15)。また郷土誌『武蔵野』には「滝山城と廿里合戦」「武蔵国古城趾考」のような滝山城跡関連の論考が掲載されるなどこの時期に至ると滝山城跡は地域の中の史跡としての認識が益々深められてきている^(注16)。

特に昭和7年（1932）、教育界における郷土教育の台頭を背景として郷土資料の作成が東京府南多摩郡下の小学校で取り込まれるようになると、学区内に滝山城跡が存在する加住尋常高等小学校で

は郷土教育のための資料が作成され^(注17)、滝山城跡の遺構と城主、そこでの合戦の様子が教材に取り上げられ、小学生を対象とした郷土教育を通して史跡としての滝山城跡が地域社会の中で広く認識されていく契機となっていたことを理解することができる。

2. 滝山城跡の文化財指定とその後の動向

(1) 滝山城跡の文化財（史跡）指定に至る経緯

滝山城跡は、戦後に制定された文化財保護法によって昭和26年（1951）年6月9日付で国史跡となったが、ここでは滝山城跡が行政機関によって「歴史的公共空間」として認知され国史跡として指定されまでの経緯を述べていくことにする。

前節で触れたように東京府は大正7年（1918）10月に「史的記念物天然記念物勝地保存心得」という布告を出しているが、この保存心得によって、翌大正8年10月滝山城跡は東京府の「保存すべき」「史蹟」となっている^(注18)

これによって滝山城跡は「史蹟」として、次のような保存措置が図られてくることになる^(注19)。

- ① 名称・種類・所在地・所有者・来歴・現況を明記した台帳が市町村によって作成される。
- ② 原形が毀損されないように努め、周辺での開墾・耕地整理・道路改修などによって原形が失われるような場合は、地図・写真などを作製し、後日のための研究に遺漏がないように備える。
- ③ 標識を設置し、史蹟としての愛護は青年団などの努力に俟つことにする。
- ④ 保存に要する経費は、なるべく郡費によって賄うことにする。しかしその保存経費は公益団体を経営する篤志家の寄付金や一般の募金でもよい。

このように滝山城跡は、大正8年10月に東京府の「史蹟」となることによって、初めて公（行政機関）によってその存在が認められ、台帳への記載、開発に対する規制、標石の設置、さらに郡による保存経費の支給などが図られてくることになる。また一方、「史蹟」の「愛護」については青年団などの自発性に俟つとともに、「史蹟」



東京府で建てた滝山城跡の標識
（『滝山城跡桜まつり』より転載）

の保存経費については篤志家の寄付金や一般の募金を充てることとし、広く公益民間団体などの力に期待しながら保存が考慮されるようになってきていた。

こうして滝山城跡は、以後、東京府（昭和18年7月からは東京都）の「史蹟」として認知され、前述のような状況の中で保存が図られてきていたが^(注20)、その様相を一変させたのが、昭和20年8月15日の終戦以降の動きである。

昭和23年3月12日に発行された『毎日新聞』には、「史跡・名勝・天然記念物 第二回指定・25件決る」「史跡に滝山城跡」との見出しをつけて、前日の3月11日に文部省の「史跡名勝天然記念物調査会」が戦後2回目の史跡・名勝・天然記念物25件の指定を行い文部省がその指定を発表したということを報じている^(注21)。新聞の見出しだけでなく、この新聞の記事には彦根城跡（滋賀県）などとともに滝山城跡も指定に含まれていたため、この新聞報道に接した多くの読者は滝山城跡が、この時点で国の史跡になったとの認識を持つようになったことが考えられる。

しかし、事実は異なっており、その約1年9ヶ月後の昭和24年12月20日の官報第6882号には「東京都告示史第1号」が掲載されていて、それによる滝山城跡が史跡名勝天然記念物保存法（大正8年6月1日施行）第1条第2項の規定により史蹟に仮指定されていた。このように昭和23年3月12日の毎日新聞報道と昭和24年12月20日の官報記載との間には国史跡指定の時期を巡って大きな隔たりがあることがわかる。これは終戦後の行政の混乱を象徴するような出来事であり明確な理由は不明であるが、指定を巡って行政当局内に手続き上で何らかの齟齬があったことが考えられる^(注22)。

その指定を巡る混乱は、その後の滝山城跡の史跡指定にあたっても影響が出ていたようで、昭和31年11月26日の官報第8976号によると次のように記されていた。

◎ 文化財保護委員会告示第六十九号

文化財保護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百三十一号）による改正前の文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により昭和二十六年六月九日付をもって、つぎのとおり指定した。

昭和三十一年十一月二十六日		文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎	
種別	名 称	所 在 地	地 域
	(中 略)		
同 (史跡…筆者注)	滝山城跡	同加住村大字高月	二二九五番から二二九八番まで、二 字人沢 三〇三番から二三〇五番まで
	(後 略)		

これによって明らかなように滝山城跡は昭和26年6月9日付で国の史跡に指定されたにも関わらず、告示されたのは約5年半後のことであった。このように滝山城跡の史跡指定を巡る動きは、戦後の混乱期の中にあって、当初は史蹟名勝天然紀念物保存法による「史蹟」としての仮指定を受けた後に、文化財保護法（昭和25年8月29日施行）によって昭和26年6月9日付で国の史跡に指定されるに至っている。

以上、滝山城跡は戦後制定の文化財保護法という法律によって史跡指定された結果、全国的な視点から中世における重要な史跡として注目されることになった。同時に史跡指定地として東京都南多摩郡加住村大字高月、同大字中丹木、同大字留所、同大字本丹木、同大字横山のうち実測面積10万6931坪余の範囲^(注23)が明確に確定したことによって、初めて「歴史的公共空間」として認知され、公（行政機関）によって文化財として保護されていく対象となったのである。

（２）都立滝山公園の開園と滝山城跡の整備

つぎに文化財指定後に取り組みられてきた当該地を含む一帯での都市公園開園とそれに伴う史跡整備の動向についてみていくことにする。

昭和25年9月、東京都は自然公園条例を制定して、同年11月7日南多摩郡加住村の滝山城跡を含む一帯を都立滝山自然公園として指定したが、昭和61年（1986）6月1日付で東京都立公園条例にもとづき滝山城跡を含む一帯約2万284平方メートルを都民の福祉増進と生活文化に寄与するために都立滝山公園として開園した^(注24)。

これによって滝山城跡が現存する一帯も一部公有化が図られ、都市公園としての管理が行われることとなり、滝山城跡内でも都市公園としての利用に供するための関連工事に伴う発掘調査が実施されてくる。関連工事での発掘調査は、まず昭和58年1月に本丸・中の丸・二の丸と呼称される三つの郭に囲まれた平坦地と千畳敷と呼ばれた郭部分の公園利用者への開放に伴う整地と説明版設置に先立っての遺構確認調査が行われ、ついで同年11月には本丸と中の丸をつなぐ引橋架け替え工事に伴う試掘調査が実施されている^(注25)。さらに昭和60年1月に中の丸への水道管敷設と防火



滝山城跡の本丸跡



中の丸跡からの遠望（昭島市方面をみる）

用貯水槽設置工事に伴う遺構確認調査、平成7年(1995)10月から11月にかけて中の丸の便所改築工事に伴う遺構確認のための発掘調査、平成8年10月から翌平成9年2月に老朽化した引橋の架け替え工事に伴う本丸虎口部分の発掘調査がそれぞれ行われていた^(注26)。

それらの調査はいずれも滝山公園利用のための便益施設関連工事を原因とするもので、工事は文化財保護法第125条に規定されている現状変更等の行為に該当し、公園管理者(東京都建設局)が許可申請をした結果、文化庁長官からの現状変更等の許可条件に遺構確認調査をすることが提示され、その許可条件に従って行われたものであった。しかし、それらの発掘調査に伴ない初めて滝山城跡の地下に埋もれた遺構の状況が一部明らかとなり、遺物などの出土状況から遺構部分の使用状況なども判明し、特に平成8年10月から約4ヶ月をかけて行われた発掘調査では将来的な史跡整備を想定し虎口全体の発掘調査が行われ大きな成果を挙げている。

一方、東京都(建設局)では都立公園としての利用を考慮した便益施設などの整備とともに、昭和62年2月には滝山城跡の保存・公開にも留意した『滝山公園基本計画報告書』を、その9年後の平成8年3月には滝山城跡の保護と史跡整備を視野に入れた『滝山公園基本設計報告書』を策定している^(注27)。これらの報告書は都市公園として開園された都立滝山公園に関する基本計画・基本設計であったが、いずれも当事者である都市公園担当部局の職員だけでなく文化財行政を所管する文化庁・東京都教育庁・八王子市教育委員会の職員が参加した検討会を組織して、史跡整備の指導・助言を得て作成されたものであり、史跡公園的整備を念頭に入れた報告書となっている。

3. 滝山城跡の保護に関わる文化財支援団体の現状

(1) 八王子市加住地区の文化財支援団体

現在、史跡滝山城跡が所在する八王子市加住地区を拠点に滝山城跡の保存・活用を目的に活動している地域の市民団体は二つある。この項ではそれら史跡滝山城跡に関わって保護活動を展開させている地元の文化財支援団体について述べていくことにする。

その一つ、「滝山城跡文化協会」は昭和23年7月に滝山城跡の管理支援と観光客誘致のピーアール活動等を目的に発足した滝山観光文化協会がその前身でその歴史は古い。現在、会は加住地区の各町会長と自治会長をはじめ、町会・自治会推薦者計56名を正会員として構成されており、加住地区の住民を代表する任意の団体である^(注28)。活動の目的は「名勝滝山古城跡の歴史的風土と自然環境を維持・保存し、紹介宣伝に努めるとともにこれらを後世に伝え、以って地域の振興と市の発展に寄与すること」としている。主な活動・事業として、①毎年4月上旬に滝山城跡で桜まつりの開催、②道の駅八王子滝山と連携しての滝山城跡の散策ツアーの開催、③史跡保護の一環で城跡内の発掘

調査や樹木伐採などを行政当局へ陳情する活動、④滝山公園内のハイキングコースの清掃などに取り組んでいる。

また、もう一つの市民団体として都立滝山公園とその周縁緑地の管理などを対象に活動しているNPO法人「滝山城跡群・自然と歴史を守る会」がある^(注29)。同会の前身は加住市民センターでの活動を契機に始まった「郷土を知る会」で、平成20年（2008）2月東京都の認証を受け設立された新しいNPO法人である。会員は約50名で、会員の平均年齢は63.4歳で30歳代後半から80歳代と年齢の幅は広い。加住地区からの参加者は15名であるが、昭島市・青梅市・日野市・立川市など周辺自治体からの参加が多い。会の目的は定款によると「広く一般市民を対象に、公園とその周縁緑地の緑地管理・環境保全事業、公園内の文化財保全・活用事業、歴史講演会等を開催する広報活動事業、公園と史跡を起点とする町おこし村おこし事業等によって都市の自然と歴史遺産の真価を発揮させ、都市文化・地域文化の興隆に寄与すること」とあり、①緑地管理・環境保全、②文化財保全・活用、③広報活動、④町おこし・村おこしなど四つの事業を実施することによって、自然と歴史遺産の真の価値を発揮させ地域文化などの興隆に寄与していくこととしている。滝山城跡に関わる具体的な活動としては、①城郭遺構を見えやすくするための下草刈り、②歴史講演会・シンポジウムの開催、③滝山城跡のハイキングマップやガイドブックの作成、④滝山城跡散策ツアーでのボランティアガイドなどを行っている。



「滝山城跡群・自然と歴史を守る会」の下草刈り風景



下草刈に参加した会員たち

以上のように、現在、史跡滝山城跡の保存と活用に対し地元では二つの市民団体が関わって活動しており、文化財として地域社会との密接な関係の中で滝山城跡の保護がなされてきていると言える。

（２）滝山城跡に関わる文化財支援団体への参加者

前項で滝山城跡の保護活動している地域の文化財支援団体について紹介したが、そのうちの一つであるNPO法人「滝山城跡群・自然と歴史を守る会」に会員として参加し、史跡滝山城跡の保護に関

わっているのはどのような人たちで、どのような考えをもって参加してきているのか。同会の会員にアンケート調査した結果を分析しながら、以下、述べていくことにする^(注30)。

アンケート調査を実施した対象者の属性をみていくと、全員男性で、年齢的には30歳代1名、40歳代1名、50歳代3名、60歳代4名、70歳代以上5名で大半は50歳代以上のシニア層であった。職業は該当する項目にチェックをしなかった不明の3名（内訳は50歳代2名と70歳代以上の1名）を除き、自営業1名（70歳代以上）、会社員3名（内訳は30歳代1名、40歳代1名、50歳代1名）で、無職に印を付けた者は7名（内訳は60歳代4名、70歳代3名）で、職業的にはちょうど半分が「無職」としているため、年齢的な面から考えても定年を迎え文化財支援に関わってきている者であることがわかる。

それら文化財支援者の居住地と参加人数とをみていくと、滝山城跡のある地元八王子市加住地区は丹木町（1名）、滝山町（2名）、谷野町（1名）、久保山町（1名）で、参加者も僅か5名で、インタビュー調査で得た情報を裏付けるように同会の事業に対し意外と地元からの参加者が少ない状況がわかる。それに比して当日の下草刈りには加住地区に隣接する小宮町（1名）、尾崎町（1名）、大谷町（1名）からは3名、同じく八王子市内でも滝山城跡からは約4km以上離れた元横山町（1名）、上野町（1名）、上柚木（1名）、東浅川町（1名）からは計4名、近隣自治体の昭島市中神町（1名）、あきる野市山田（2名）からは計2名と、参加者は地元以外の広範囲な地域から集まった者であった。

調査対象としたNPO法人「滝山城跡群・自然と歴史を守る会」は既述したように平成20年（2008）2月に承認されたNPO法人であったが、同会にNPO法人の発足以前から参加していた者は平成17年（2005）からが5名、平成19年（2007）からは5名で、NPO法人発足以前から参加の者は計10名となっていた。

さて、以上のような調査対象者に対し、その会への参加意識を尋ねた。

入会の理由については、複数回答可の中で見ていくと「当該文化遺産の歴史に興味があった」と回答する者が13名（調査対象者の92.9%）と一番多く、ついで「当該文化遺産の持つ環境に関心があった」「当該文化遺産の保存・活用に関心があった」がともに5名（調査対象者の各々35.7%）で、「当該団体の活動に興味をもった」が3名（同21.4%）となっていた。「その他」の理由として「山仕事が好きだから」「当会に関わる研究者が小学校時代の恩師だから」「地元の人々との交流」などの理由を挙げた者が各1名いた。

この結果からみて、当会への参加者はまず滝山城跡の歴史への興味の中で参加してきたと考えられる者が多く、つぎに滝山城跡に付随した現状の中での環境や保存・活用への関心から参加してきている者たちで、いずれも滝山城跡という文化遺産への興味と関心が参加動機となっていたことが

わかる。一方、少数ではあったが、文化遺産というものよりも会の活動や地元の人々との交流に興味や関心を抱いて入会してきている者がいた。

会が行う活動のうちで参加するのは、下草刈り（10件）、ボランティアガイド（4件）、研究会・講演会・見学会・シンポジウム（5件）、理事会・総会の事務（2件）などで、現在、定期的に行っている下草刈への参加を挙げる者が一番多くいた。それらの活動への関わりは1ヶ月に約1日（8名）、約2～3日（5名）で、大半の者は月1～3日ぐらいの関わりで、当会の役員を務めている1名のみ1ヶ月に約4～5日関わるという回答であった。

当会に入会して良かったことは「仲間ができた」とことと14名全員が回答しているが、2名を除いて12名が「文化遺産の保存・活用に携わることができた」（9名）「社会的貢献ができた」（5名）のいずれか又は両方を挙げて答えているように、会への参加によって史跡としての滝山城跡の保存と活用に携わり、社会に役立つことができようになったとの認識を持つ者が当日アンケートに回答した者の約9割近くに達していた。また、将来、この会で取り組んでみたい活動について聞いたところ、「ない」3名、「わからない」3名と回答する者がいる一方で、7名の者が「滝山城跡への一般の方々の関心をより高めていく活動」「エコミュージアムを囲い入れた滝山（城跡）の保存活動」「（滝山城跡の）観光資源としての活用」「（滝山城跡の）散策ツアーの企画」「（城郭の）一部復元」「各地の山城見学」「行政や地域の方々を巻き込んだ社会貢献活動」など活動の内容を具体的に記し、滝山城跡の保存と活用に積極的に取り組んでいくことを考えていることがわかった。

さらに、滝山城跡の保存・活用に関わる課題について、行政機関に対する要望を聞いた設問には、4名が「ない」（3名）「わからない」（1名）と答えているが、「ある」と回答した者は10名おり、行政への要望を強く持って当会の活動に参加してきている状況が明らかになった。ちなみにそれら行政への要望は、「（滝山城跡を）積極的に保存・活用すること」（1名）「歴史・文化を大切にする日本人意識を喚起するような活動の展開」（1名）「史跡に対する保存、再現へのより積極的な活動」（1名）というように、史跡滝山城跡の保護に取り組む行政の姿勢に対する要望と、「（本会との）コンタクトをさらに密にして会に主体性を持たせよ」（1名）との回答にみられるように、史跡の保存・活用に会の主体的な関与を行政が容認することを求めるような要望もあった。また「（滝山城跡付近への）駐車場の設置」（3名）「（滝山城跡の）案内板設置」（1名）「（滝山城跡内の）発掘調査の実施」（3名）「会活動への資金援助」（1名）「（会活動に対する）補助金の増額」（1名）など具体的な要望も記述されており、アンケート調査の結果、同会への参加者は行政に対し多岐にわたる要望を持っている状況が明らかになった。

おわりに

以上、東京近郊に位置し中世城郭として知られている滝山城跡を事例に、現在、国史跡となっている城跡の歴史事象と遺構がどのように地域社会の中で認識されてきていたのか。その認識過程から当該史跡の「歴史的公共空間」としての成立状況を明らかにし、また文化財指定後に行われてきた行政の取り組みや、その城跡に関わって設立された文化財支援団体の現状などについて述べてきた。ここではそれらを簡単に要約し、最後に今後の史跡保護にあたって文化財支援団体と行政との関係性などについて言及し結論とする。

滝山城跡の歴史と遺構についてその記録化が始まるのは19世紀初頭の江戸後期からであり、この地を訪れた文人や、江戸幕府の官撰地誌『新編武蔵国風土記稿』編纂に従事した幕臣で地域に暮らす知識人でもあった八王子千人同心の果たした役割が大きく、その頃から地誌類によって滝山城跡が遺跡として認識されてきていた。そして明治初年には政府の通達で作成された『皇国地誌』によって滝山城跡は実測に基づいた広がりを持つ空間的な場所として認識されるに至っている。

滝山城跡の存在が広く一般大衆に知られるようになってきたのは、20世紀に入った大正期のことであった。「史蹟」「新遊覧地」としてマスメディアである新聞紙上で紹介され人々にその存在が広く認識されるとともに、昭和の始めには大正天皇の武蔵陵造営に伴ない内務省が周辺史蹟の案内書を編纂し、それによって全国にその存在が知られるようになっていった。

また昭和初年に至ると地元の尋常小学校では郷土教育のための資料が作成されており、郷土教育を通して滝山城跡が地域社会の中で広く認識されていく契機となっていた。

このように滝山城跡が遺跡として人々に認識されていく過程で、大正8年10月には東京府の布告「史的記念物天然記念物勝地保存心得」によって「史蹟」となり、初めて公（行政機関）によって、その存在が認められ保護の対象となっていた。その後、滝山城跡は第2次世界大戦後の行政的混乱期を経て昭和26年6月9日付で文化財保護法によって国の史跡となり、初めて歴史的公共空間として認知され、公（行政機関）によって文化財として保護管理されることになった。

そのため文化財指定後の滝山城跡は、東京都の都市公園開園事業を原因とする城跡内の発掘調査や史跡公園的な整備を念頭に入れた報告書の策定など、行政機関による文化財としての保護管理が強まっていった。

そのような状況の中にあって、現在、地域では二つの文化財支援団体によって史跡滝山城跡の保存と活用を視野に入れた活動が行われてきていた。それら文化財支援団体は史跡の保存・活用を通して地域振興や地域文化の興隆などを目的として活動していたが、同時に行政当局へ滝山城跡の保

存と活用についても積極的に働きかけていた。特にそれら文化財支援団体のうちNPO法人の団体に参加している者への意識調査の結果、参加理由は大半の者が滝山城跡という文化遺産への興味と関心が参加動機となっていて、半数の者が、将来、取り組んでみたい活動を具体的にイメージし、いずれの者も滝山城跡の文化財としての保存と活用に役立つような活動を考えていることがわかった。また滝山城跡の保存と活用に関わる課題については、行政機関に対し多岐にわたる要望を持って当該団体の活動に参加している状況も明らかになった。いずれの回答からも当該団体参加者は滝山城跡の保存と活用への関心と問題意識は高く、強い意志を持って文化財支援団体の活動に参加している状況が理解できた。

ところで、現在、全国には文化財の保存と活用に直接関わり、地域社会の暮らしをより豊かなものにしていくとして活動をしている団体が、平成10年3月の特定非営利活動促進法（NPO法）の成立を契機に誕生してきている。それら団体の登場によって地域にある史跡の文化財としての保存・活用に新しい流れが生まれつつあり、滝山城跡に関わる文化財支援団体の活動もそのような流れの中での動きとして捉えることができる。このように特定非営利活動促進法の成立を契機に設立されてきた団体は新たな「公共」を担うセクターであり、文化財保護の分野でも新たな「公共」を切り拓く可能性を秘めた事業を展開してきていると言える。従来、行政機関はややもするとそのような団体の活動に対して一定の距離を置いて対応をしてきているように感じる^{（注31）}。今後、史跡のような「歴史的公共空間」の保護にあたっては、行政としても市民によって設立され地域社会の中で活動している文化財支援団体の声に真摯に耳を傾け、ともに「公共」を担い創り出すという対等な関係性の中で、パートナーシップを構築し文化財の保存と活用にあたっていくことが強く求められている現状を指摘し本稿のまとめとする。

< 注 >

（注1） そのような中であって、先行研究として、かつて筆者が共同研究の成果として上梓した『歴史的環境の形成と地域づくり』（雄山閣 2005年8月）を挙げることができる。同書は「歴史的環境」という「歴史的公共空間」の形成過程を分析し現代社会への政策提言を試みたもので数少ない研究成果の一つと考えている。なお本稿は、史跡保護の課題を提言した拙稿「史跡の保護と地域社会との関わり—国史跡滝山城跡を事例として—」（『日本歴史』第752号 2011年1月）を大幅に加筆・改稿したものである。本稿では「史跡」を地域の歴史を語る「歴史的公共空間」として位置づけ、その公共空間の「公共性」を担保するための「新しい担い手」となるべき文化財支援団体に着目し、「歴史的公共空間の保存と活用に関わる新しい担い手」という問題関心から論じたものである。「公共性」についてはユルゲン・ハーバーマス著『公共性の転換構造』（未来社 2002年2月）、齋藤純一『公

共性』(岩波書店 2007年9月)などを参照した。

(注2) 文化庁のホームページ (<http://www.bunka.go.jp/>) は2011年1月3日閲覧。文化庁文化財部記念物課に史跡滝山城跡の指定理由について照会したところ、文化庁のホームページに掲載されている「国指定文化財等データベース」の「解説文」とほぼ同文との回答を得たので、ここではその解説文にもとづき指定理由を考察した。

(注3) 『調布日記』(『大田南畝全集』第九巻 183～184頁 岩波書店)。

(注4) 『武蔵名勝図会』(慶友社) 402～405頁。

(注5) 東京都西多摩郡檜原村 吉野家文書『武蔵名勝図会』多摩郡 第九。

(注6) 『新編武蔵国風土記稿』巻之一百七(多摩郡之十九) 瀧村の項。

(注7) 多摩市立図書館所蔵『調布玉川惣画図』。

(注8) 『皇国地誌 南多摩郡高月村誌』(『多摩文化』第15号 47～56頁所収)。

(注9) 本名は杉村廣太郎〔明治5年(1872)～昭和20年(1945)〕。明治36年東京朝日新聞(後の朝日新聞)に入社。新聞記者として活躍する一方、特派員時代に広めた欧米の知見により新聞制度の改革や情報媒体としての新聞の研究に関心を寄せ、名著『最近新聞紙学』(大正4年(1915))や『新聞の話』(昭和4年(1929))を世に送り出し、日本における新聞学に先鞭をつけている。また随筆家、俳人として多くの作品を著している。今回紹介する文章を執筆した当時は、彼が外遊中に見聞した諸外国の新聞制度を取り入れ、明治44年(1911)6月に創設した「索引部」(明治44年11月、「調査部」に改称)の部長に就任していた(ウィキペディア「杉村楚人冠」の項より。2011年1月4日閲覧)。

(注10) 原文では漢字に振り仮名が付けられていたが、引用にあたって判読できない振り仮名もあった。それらについては現代の読み方に改めて表記した。以下、新聞記事の引用にあたっては同様に扱った。

(注11) 『東京府西多摩郡南多摩郡北多摩郡 名所旧蹟及物産志』(東京府発行 大正元年11月)。

(注12) 『帝都郊外の史蹟』(仁友社 大正5年5月)。

(注13) 拙稿「文化財保護における歴史的視点の現状」(『法政史学』第60号 31頁)。

(注14) 詳細は次節で述べる。この「史的記念物天然記念物勝地保存心得」を布告した翌大正8年2月に「史的記念物天然記念物勝地ノ台帳ヲ調製スル事ニ着手」することになる。その直後それら台帳作成調査にもとづき史蹟・遺物その他の記念物の保存と愛護の精神の徹底を期すために、東京府は『東京府史蹟』(東京府 大正8年3月)を発行しているが、その書籍の中でも滝山城跡は平面図とともにその沿革と遺構が紹介されている。

- (注15) 『多摩の御陵を繞る史蹟』(内務省刊行 昭和2年2月)。
- (注16) 『武蔵野』第9巻第5号(昭和2年5月発行)、『武蔵野』第10巻第2号(昭和2年9月発行)。
- (注17) 現在、八王子市立加住小学校には当時作成の原本が保存されているが、加住村での郷土資料の作成時期や刊行・使用の有無等については詳らかではない。原本は同校の『創立130周年記念誌 加住小学校のあゆみ』(平成17年10月発行)の資料編に翻刻して収録されており、本論文作成にあたってはその資料編を参考にした。
- (注18) 『東京府史』行政編第5巻(東京府 昭和6年(1931)12月) 1037頁。
- (注19) 東京府告第339号の「史的記念物天然記念物勝地保存心得」(『文化財の保護』第15号所収)には、「保存ニ関スル注意」が6項目規定されており、滝山城跡もこの規定にもとづき保存が図られてきていたことがわかる。
- (注20) 昭和11年には、地元・加住村役場職員の沢井益三(明治19年生まれ)が「滝山古城趾保勝会」という民間団体を設立し、城跡内の道や休憩所などの諸施設を整備し、滝山城跡の愛護に努めていた(昭和48年4月に滝山観光協会々長によって滝山城跡本丸跡に建てられた「沢井益三の句碑」に拠る)。
- (注21) 『毎日新聞』昭和23年3月12日付(都下版)。
- (注22) 昭和23年3月12日発行の『毎日新聞』誌上で史跡指定とされたのは10件であった。しかし文化庁ホームページ(<http://www.bunka.go.jp/>)の「国指定文化財等データベース」(2011年1月3日閲覧)によると、そのうちの5件は新聞報道された年と同じ昭和23年12月18日が指定日であったが、滝山城跡など5件は後述のように昭和26年6月9日が指定日となっておりその理由は定かではないが、滝山城跡など5件については指定がスムーズに行われなかったことが考えられる。
- (注23) 滝山城跡の実測面積は、昭和31年11月26日の官報第8976号では指定地番の掲載のみであったため、実測面積については昭和24年12月20日の官報第6882号で史蹟に仮指定された時の数字を用いた。
- (注24) 『毎日新聞』(昭和25年11月23日付)、『城址にある丘 都立滝山公園』(東京公園協会発行チラシ 2009年2月)、東京都公報第692号(昭和25年11月7日発行)。
- (注25) 『八王子城跡VI―1983年度確認調査概報―』(八王子市教育委員会・八王子城跡調査会 1984年3月)。
- (注26) 『八王子城跡VII―1984年度確認調査概報―』(八王子市教育委員会・八王子城跡調査会 1985年3月)、『八王子埋蔵文化財年報―平成7年度―』(八王子市教育委員会 1996年7

月)、『八王子埋蔵文化財年報—平成8年度—』(八王子市教育委員会 1997年7月)。

(注27) 『滝山公園基本計画報告書』(東京都建設局 昭和62年2月)、『滝山公園基本設計報告書』(東京都建設局 平成8年3月)

(注28) 滝山城跡文化協会の活動については、2010年8月11日(水)午後4時45分～7時に八王子市加住市民センターで同会の事務局長大澤敬之氏と副会長遠藤富久氏にインタビュー調査を行い、また同会のホームページを参照して執筆した。滝山城跡文化協会URL (<http://www.takiyamabunka.jp/bunkakyoukai/index.php>)

(注29) 滝山城跡群・自然と歴史を守る会の活動については、2010年7月6日(火)午後4時～6時に八王子市学園都市センター交流サロンで同会の理事長西山富保氏と副理事長尾熊治郎氏にインタビュー調査を行い、また同会の定款・活動計画書などを参照して執筆した。

(注30) 2010年7月18日、当日は30度を越える真夏日であったが、筆者は「滝山城跡群・自然と歴史を守る会」が毎月1回実施している下草刈りに同行し、アンケート調査とヒアリング調査を実施した。当日の下草刈りへの参加者は14名で、真夏ということもあり通常の半数ということであった。アンケート調査は当日の参加者14名に、以下のような調査票を配布して行った。なお本稿ではアンケート調査票に記された回答文を引用する場合、引用文はカギ括弧(「 」)内に入れて示したが、引用文だけで文意がわかりにくい場合は、カギ括弧内に小括弧を付して筆者が言葉を補い表記した。

【アンケート調査票】

文化遺産NP0会員意識調査(滝山城跡群・自然と歴史を守る会 2010/07/18 実施)

「文化遺産と地域社会との関わり」研究の一環で、文化遺産保存・活用団体の会員の方に、下記のアンケート調査を行っています。ご協力をお願い致します。

[法政大学教授 馬場憲一]

1. あなたの性別 (a. 男性 b. 女性)
年齢 (a. 10代 b. 20代 c. 30代 d. 40代 e. 50代 f. 60代 g. 70代以上)
職業 (a. 自営業 b. 会社員 c. 団体職員 d. 公務員 e. 教員 f. 主婦 g. 無職
h. 学生 i. その他 [])
居住地 (区・市・町・村 町)
居住年数 (年)
当該団体への参加年月 (年 月)
当該団体での身分 (a. 役員 b. 会員)
2. 当該団体に入会した理由は何ですか。(複数回答可)。
a. 当該文化遺産の歴史に興味があった b. 当該文化遺産の持つ環境に関心があった
c. 当該文化遺産の保存・活用に関心があった d. 当該団体の活動に興味をもった
e. その他 ()
3. 現在、当該団体のどのような活動に参加していますか。具体的に記してください。
4. 当該団体への関わりは1ヶ月に平均何日ぐらいですか。
a. 0日 b. 約1日 c. 約2～3日 d. 約4～5日 e. 約6日以上
5. 当該団体に入会して良かったことは何ですか。(複数回答可)。

a. 文化遺産の保存・活用ができた b. 仲間ができた
c. 社会的貢献ができた
d. その他（ ）

6. 将来、当該団体で行ってみたい活動は何か。具体的に記してください。

7. 当該団体に入会し、当該文化遺産保護に関わる課題で行政に対する要望はありますか。
a. ある b. ない c. わからない *「ある」と回答された方は、その要望を以下に具体的をお願いいたします。
()

[アンケート調査へのご協力ありがとうございました]

(注31) 筆者は2000年3月まで24年間、文化財行政の現場に身を置いていたが、行政の「一定の距離を置いて」の対応の中には、行政機関内に官尊民卑的な意識を持っている者も少なくあり、当時、ややもするとそのような背景の中で民間団体と一定の距離を置いて対応しているような場合もあった。そのため、今後、特定非営利活動促進法で認可された団体などとの関係性構築に向けて行政職員の意識改革が早急に求められる。

【付記】

本稿作成にあたり、NPO法人「滝山城跡群・自然と歴史を守る会」の理事長西山富保氏はじめ、副理事長尾熊治郎氏、会員諸氏にはインタビュー調査やアンケート調査、貴重な資料の閲覧などにご協力をいただいた。また「滝山城跡文化協会」の事務局長大澤敬之氏、副会長遠藤富久氏にもインタビュー調査や同会の貴重な資料の閲覧などで大変お世話になった。記して深く謝意を表する次第である。

国史跡滝山城跡関係年表

年 月 日	事 項	出 典
文化6年(1809) 2月15日	太田南畝、滝山城跡を訪ね、遺構について記述する。	『調布日記』
文政3年(1820) 9月	遺構の様子が詳しく記述され、鳥瞰図も掲載されている。軍記を引用しこの城での攻防を記している。	『武蔵名勝図会』
文政11年(1828)	城の沿革とともに、俯瞰図が掲載され城跡全体の遺構が描かれる	『新編武蔵国風土記稿』
天保5年(1834) 5月	城跡の現状を簡単に紹介し、旧家所蔵の「古城図」を掲載。	『桑都日記続編図解』
弘化2年(1845) ,	多摩川流域の旧跡「滝山村古城跡」として、多摩川対岸からの眺望図の中に描かれる。	『調布玉川惣面図』
明治8年(1875)	城跡の大きさ、沿革、環境、遺跡の状況とともに、個々の遺構の方位・大きさなどを具体的に記述している。	『皇国地誌』
大正元年(1912) 8月10日	『朝日新聞』に、城跡への探訪記が掲載される	『東京朝日新聞』

大正元年 (1912) 11月	東京府発行の図書に、名所旧跡として城の歴史や遺構を記述し、対岸からの遠景写真も掲載して紹介。江戸時代の地誌(『武蔵名勝図会』、『新編武蔵国風土記稿』)の記述も掲載した。	『東京府西多摩郡南多摩郡北多摩郡 名所旧蹟及物産志』(東京府 大正元年)
大正5年 (1916) 5月	日本歴史地理学会が名所旧跡の探勝者のために編纂した帝都郊外の名勝案内記の中に「豁然たる風景」の場所として紹介。	『帝都郊外の史蹟』(仁友社)
大正8年 (1919) 3月	東京府の調査にもとづき、史蹟の保存・愛護の精神の徹底を期するため、城の沿革・遺構を平面図とともに記載。	『東京府史蹟』(東京府大正8年)
大正8年 (1919) 10月	東京府の「史蹟」として標識される。	『東京府史』行政編第5巻(昭和6年12月)
大正13年 (1924) 3月30日	ピクニックで家族を連れて日帰りできる新遊覧地の一つとして新聞紙上で紹介される。	『東京朝日新聞』
大正13年 (1924) 10月25日	新聞紙上で高月城址を『廻国雑記』に記載されている「大石館」に比定し、滝山城跡も簡単に紹介。	『東京朝日新聞』
昭和2年 (1927) 2月	武蔵陵の造営に伴ない周辺史蹟の案内書が内務省によって編纂され、その中で滝山城跡についても紹介。	『多摩の御陵を繞る史蹟』(内務省 昭和2年2月)
昭和2年 (1927) 5月	雑誌『武蔵野』の掲載論文「滝山城と廿里合戦」の中で滝山城の歴史が簡単に記述される。	『武蔵野』第9巻第5号
昭和2年 (1927) 9月	雑誌『武蔵野』の掲載論文「武蔵国古城趾考」の中で滝山城が簡単に記述される。	『武蔵野』第10巻第2号
昭和7年 (1932)	加住小学校において郷土教育のための資料が作成され、滝山城跡の遺構と城主、合戦についても詳述される。	『(加住村郷土教育資料)』(八王子市立加住小学校蔵)
昭和10年 (1935) 10月	東京府観光保勝会委員会より「東京府緑地計画景園地」として決定。	『滝山城跡桜まつり』(滝山城跡桜まつり協賛会 昭和63年4月)
昭和11年 (1931)	沢井益三らによって滝山古城趾保勝会が設立される。	沢井益三句碑(滝山城跡本丸跡に建つ)
昭和15年 (1940) 3月7日	滝山城跡に四阿などを設置した滝山公園の予定との新聞記事がでる。	『読売新聞』
昭和22年 (1947) 11月30日	加住村議会議決書の中に「滝山城跡文部省の指定と成り」とある。	加住村村会会議録
昭和22年 (1947) 12月20日	加住村21年度決算の中に「史跡名勝天然記念物保存費」「滝山城跡保勝補助」とある。	加住村村会会議録
昭和23年 (1948) 3月11日	史跡名勝天然記念物調査会で終戦後2回目の史跡・名勝・天然記念物として25件を指定し、11日文部省から発表した。その中に滝山城跡も含まれていた。(しかし、実際に官報に告示されたのは、昭和31年11月26日の官報第8976号で昭和26年6月9日付けをもって指定された。)	『毎日新聞』(昭和23年3月12日付)
昭和23年 (1948) 5月8日	東京都知事は南多摩郡加住村の滝山城跡を視察し、観光地としての開発を同村関係者に確約した。	『毎日新聞』(昭和23年5月11日付)
昭和24年 (1949) 12月20日	東京都告示史第1号で滝山城跡が史跡に仮指定される。	『官報』第6882号(昭和24年12月20日付)
昭和25年 (1950) 2月30日	武蔵野文化協会関係者、昭和24年12月の東京都の史蹟指定し、都立公園の計画があることを「真に喜ばしい事である」と述べ、史跡指定を歓迎している。	『武蔵野』第31号第3・4号

昭和25年（1950） 7月1日	東京都議会が南多摩郡加住村長吉野正義提出の史蹟滝山城跡を公園として開設計画実施についての請願を採択する。	『東京都議会史』第2巻下（東京都議会局 昭和31年10月）
昭和25年（1950） 7月16日	武蔵野文化協会の滝山城址を探訪する第14回研究旅行会が実施され、20数名が参加して城跡を見学する。	『武蔵野』第32号第二号
昭和25年（1950） 8月16日	読売新聞の紙上に東京都自然公園条例の制定の動向と条例の概要が掲載され、滝山城址が候補地として報じられる。	『読売新聞』（昭和25年8月29日付）
昭和25年（1950） 9月16日	東京都自然公園条例を制定公布。自然景勝地の保護と利用に役立てるもので、滝山地区450万坪が候補地に挙げられている。	『武蔵野』第32巻第1号
昭和25年（1950） 11月3日	南多摩郡加住村の滝山城跡一帯が都立滝山自然公園に指定される。	東京都公報第692号（昭和25年11月7日）、『毎日新聞』（昭和25年11月23日付）
昭和25年（1950） 11月	郷土誌『武蔵野』の編集後記に、滝山城跡の「史跡指定」（仮指定）と滝山自然公園が設定され、「真に喜ばしい事です」と記述される。	『武蔵野』第32巻第1号
昭和26年6月9日	滝山城跡が文化財保護法によって史跡に指定される。	官報第8976号（昭和31年11月26日）
昭和30年（1950） 4月1日	加住村、八王子市と合併	
昭和36年（1961） 5月	昭島市郷土研究会が発行した冊子に「滝山城址公園の大遊園地計画」の動向と概要・略図が掲載される。「近き将来、都下有数の近代的公園化されるのも日時の問題である」と記し、対岸の昭島市の郷土研究会では近代的公園化計画を好意的に受け止めている。	『滝山城ものがたり』（昭島市郷土研究会 昭和36年5月）
昭和37年（1962） 1月6日	西武線新線工事完成に伴ない西武鉄道が「滝山城跡を中心にしての遊園地づくり」を計画し、昭島・八王子両市もハイキングコースや施設整備を東京都に働きかけるにしている。	『朝日新聞』
昭和47年（1972） 6月	伊礼正雄が論考「滝山城について」を発表する。	『多摩考古』12
昭和58年（1983） 1月	東京都建設局の公園整備工事に伴ない遺構確認のための発掘調査が八王子市教育委員会によって行われる。	『八王子城跡Ⅵー1983年度確認調査概報ー』（八王子市教育委員会・八王子城跡調査会 1984年3月）
昭和58年（1983） 11月	東京都建設局の曳き橋架け替え工事に伴ない遺構確認のための発掘調査が八王子市教育委員会によって行われる。	『八王子城跡Ⅵー1983年度確認調査概報ー』（八王子市教育委員会・八王子城跡調査会 1984年3月）
昭和60年（1985） 1月	東京都建設局の水道管敷設と防火用貯水槽設置工事に伴ない遺構確認のための発掘調査が八王子市教育委員会によって行われる。	『八王子城跡Ⅶー1984年度確認調査概報ー』（八王子市教育委員会・八王子城跡調査会 1985年3月）
昭和60年（1985） 6月1日	東京都立滝山公園が開園する。	『城址にある丘 都立滝山公園』（東京公園協会発行チラシ 2009年2月）
昭和62年（1987） 2月	東京都建設局が史跡滝山城跡の保存・公開に留意した『滝山公園基本計画報告書』を策定する。	『滝山公園基本計画報告書』（東京都建設局）
平成7年（1995） 10～11月	東京都建設局の便所改築工事に伴ない遺構確認のための発掘調査が八王子市教育委員会によって行われる。	『八王子埋蔵文化財年報ー平成7年度ー』（八王子市教育委員会 1996年7月）

平成 8 年 (1996) 3 月	東京都建設局が滝山城跡の保護と整備を視野に入れた『滝山公園基本設計報告書』を策定する。	『滝山公園基本設計報告書』 (東京都建設局)
平成 8 年 (1996) 11 月～平成 9 年 2 月	東京都建設局の曳き橋架け替え工事に伴ない遺構確認のための虎口部分の発掘調査が東京都・八王子市両教育委員会の指導の下に行われる。	『八王子埋蔵文化財年報－平成 8 年度－』(八王子市教育委員会 1997 年 7 月)